

資料課	係長	課補	長佐	課長	次長	局長	所長
	●	●	●	●	●	●	●

司法修習生便覧

1977

教官指示
印刷部数 2,600部
昭和52年2月18日
(資料課資料係)

杉田屋



目次

沿革	(一頁)	一一 司法研修所松戸分室在寮準則	(三四頁)
機構	(五頁)	一二 司法修習生指導要綱	(三六頁)
施設	(七頁)	司法研修所職員名簿	(五一頁)
修習等	(二一頁)	司法修習生修了者数一覽表	(五六頁)
関係法規通達等	(二九頁)	案内図	(五九頁)
一 裁判所法抜すい	(一九頁)		
二 司法研修所規則	(二〇頁)		
三 司法研修所規程	(二二頁)		
四 司法研修所事務局分課規程	(二三頁)		
五 司法修習生に関する規則	(二三頁)		
六 司法修習生の規律等に関する規程	(二六頁)		
七 司法修習生のパンシに関する規程	(三一頁)		
八 司法修習生に関する規則第六条の運用について	(三二頁)		
九 長期病欠司法修習生の罷免等に関する取り扱いについて	(三二頁)		
一〇 司法修習生の実務修習中における外国旅行許可願の手続について	(三三頁)		

沿革

昭和十四年 七月 六日

勅令第四四五号をもって、司法研修所の前身ともいふべき「司法研究所」が司法省の中に設置され、判検事の研究及び司法官試補の修習に関する事項を所管することとなる（ただし職時中は事実上その機能を停止した）。

昭和二十一年 五月 一五日

勅令第二六九号をもって司法研究所を廃し、新たに司法省に「司法研修所」が設置され、従来司法研究所の所管した事項を承継するとともに、裁判所書記その他司法部内職員の研修に関する事項をも所管することとなる。

昭和二十二年 五月 三日

新憲法の施行に伴い、裁判所法第一四条により、裁判官その他裁判所職員の研修と司法修習生の修習に関する事項を所管するため、現在の司法研修所が最高裁判所に設置された。

一〇月 一四日 初代所長前沢忠成就任

二月 一日 港区芝高輪南町旧毛利侯邸を仮庁舎として、第一期司法修習生の一部につき修習を開始

昭和二十三年 六月 三〇日

千代田区紀尾井町三番地元行政裁判所跡に一部竣工した前庁舎に移転

二月 二二日

本庁舎の落成式を挙行

昭和二十四年 二月 二〇日

文京区指ヶ谷町七七番地（現在の文京区白山二丁目三六番一〇号）に司法研修所小石川分室（寄宿寮）の一部たる本部及び中寮の二棟が竣工、第一期司法修習生は仮寄宿寮（瀧野川旧陸軍第一造兵廠建物）からこれに移転

五月 一七日 第一期司法修習生（昭和二十二年採用）の修習終了

沿革

昭和二五年 三月二〇日 司法研修所小石川分室全棟完成

三月三十一日 第二期司法修習生（昭和二三年度採用）の修習終了

昭和二六年 三月十五日 特別講堂などを増築

三月三十一日 第三期司法修習生（昭和二四年度採用）の修習終了

三月三十一日 第四期司法修習生（昭和二五年度採用）の修習終了

五月三〇日 所長前沢忠成転出

六月二日 二代所長松田二郎就任

二月一日 創立五周年記念式を挙行

昭和二八年 四月六日 第五期司法修習生（昭和二六年度採用）の修習終了

昭和二九年 四月八日 第六期司法修習生（昭和二七年度採用）の修習終了

七月一日 司法修習生指導要綱を制定

昭和三〇年 四月七日 第七期司法修習生（昭和二八年度採用）の修習終了

昭和三一年 四月五日 第八期司法修習生（昭和二九年度採用）の修習終了

昭和三二年 四月一日 第五講堂などを増築

四月四日 第九期司法修習生（昭和三〇年度採用）の修習終了

二月一日 創立一〇周年記念式を挙行

昭和三三年 四月三日 第一〇期司法修習生（昭和三一年度採用）の修習終了

九月二四日 所長松田二郎転出

九月二四日 三代所長安倍惣就就任

昭和三四年 四月六日 第一二期司法修習生（昭和三二年度採用）の修習終了

- 昭和三五年 四月 七日 第一二期司法修習生(昭和三三年度採用)の修習終了
- 昭和三六年 四月 二三日 第一三期司法修習生(昭和三四年度採用)の修習終了
- 昭和三七年 四月 九日 第一四期司法修習生(昭和三五年度採用)の修習終了
- 九月 二四日 所長安倍想退任
- 一〇月 二六日 四代所長相島一之就任
- 二月 一日 創立一五周年記念式を挙行
- 昭和三八年 三月 三〇日 第四講堂などの増改築及び中講堂を第六、第七講堂に増改築
- 四月 八日 第一五期司法修習生(昭和三六年度採用)の修習終了
- 昭和三九年 三月 二〇日 第二、第三講堂を第一、第二、第三講堂に増改築
- 四月 九日 第一六期司法修習生(昭和三七年度採用)の修習終了
- 一〇月 一九日 所長相島一之転出
- 一月 七日 五代所長鈴木忠一就任
- 昭和四〇年 四月 八日 第一七期司法修習生(昭和三八年度採用)の修習終了
- 昭和四一年 四月 七日 第一八期司法修習生(昭和三九年度採用)の修習終了
- 昭和四二年 三月 三〇日 松江市新作一〇三五番地に司法研修所松戸分室(合宿舎)完成
- 四月 六日 第一九期司法修習生(昭和四〇年度採用)の修習終了
- 七月 二〇日 合宿舎を松戸分室に移転して、小石川分室を廃す。
- 二月 一日 創立二〇周年記念式を挙行
- 昭和四三年 四月 四日 第二〇期司法修習生(昭和四一年度採用)の修習終了

沿革

昭和四四年 四月 七日 第二期司法修習生（昭和四二年度採用）の修習終了
昭和四五年 四月 七日 第二期司法修習生（昭和四三年度採用）の修習終了

九月二十五日 所長鈴木忠一退任

一〇月 五日 六代所長守田直就任

昭和四六年 三月二〇日 文京区湯島四丁目六番六号（旧裁判所書記官研修所跡）に新庁舎竣工

四月 五日 第三期司法修習生（昭和四四年度採用）の修習終了

四月 八日 文京区湯島四丁目六番六号の新庁舎に移転

六月 一日 新庁舎の落成式を挙行

七月 一日 第三期司法修習生（昭和四四年七月採用）の修習終了

昭和四七年 四月一〇日 第二期司法修習生（昭和四五年度採用）の修習終了

昭和四八年 四月 九日 第二五期司法修習生（昭和四六年度採用）の修習終了

昭和四九年 四月 一日 第二六期司法修習生（昭和四七年度採用）の修習終了

九月二〇日 所長守田直退任

九月二〇日 七代所長大塚正夫就任

昭和五〇年 四月一〇日 第二七期司法修習生（昭和四八年度採用）の修習終了

昭和五一年 四月 八日 第二八期司法修習生（昭和四九年度採用）の修習終了

機 構

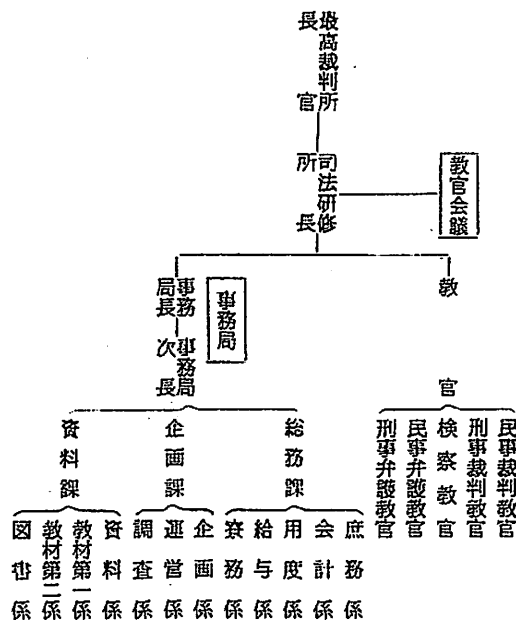
一 司法研修所は、裁判官及び司法修習生の人格識見の向上、司法に関する理論と実務の研究又は修得を指導するために、最高裁判所に設置された機関であつて〔司法研修所規程第一条〕後出二二頁、司法研修所教官の中から補せられた司法研修所長が、最高裁判所長官の監督を受けてその事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

司法研修所の職員は、司法修習生の修習の指導を直接担当する司法研修所教官と、司法研修所の庶務を処理する事務局の職員とに大別される。

所長以外の教官は、司法修習生の修習科目である民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の五科目のいずれかを専任しており、その担当する科目について実務の経験の深い裁判官、検察官、弁護士がこれにあてられる。

事務局は、司法研修所事務局分課規程（後出二二頁）に基づいて司法研修所の庶務全般を分掌している。事務局長は、判事又は判事補をもってあてられ（司法行政上の職務に関する規則）、所長の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

以上を図示すれば、次のとおりである。



二 司法修習生の修習に関する事務は次のように運営される。
 司法修習生の修習指導に関する必要な事項は司法研修所長が定めるが、そのうち修習の企画その他重要な事項を定めるには、所長を議長とする教官会議の議を経る。その実施についての具体的な細目は、各科目の教官がそれぞれ協議の上定める。

施設

一本庁舎

司法研修所は、昭和三年六月千代田区紀尾井町三番地の元行政裁判所跡に庁舎を建設、こと二年余の歳月を経たが、庁舎の老朽、狭隘のため、文京区湯島四丁目六番六号（旧裁判所書記官研修所跡）に新庁舎を建設し、昭和四年四月八日現庁舎に移転した。

現庁舎は、昭和四年六月起工、昭和四年三月二〇日に竣工したもので、鉄筋コンクリート造り、本館は五階建、建築面積一、四九八・四〇平方米、延面積五、七九七・八五平方米、別館講堂棟は、二階建、建築面積一、六九二・五三平方米、延面積二、七八三・三五平方米、そのほか付属車庫棟一階建一三・六四平方米がある。

敷地三〇、五六三・六九平方メートルの構内には、重要文化財に指定されている旧岩崎邸（木造洋風建物二階建本館及び付属植球場並びに日本建築日本閣）と豊島に樹木を配した広大な庭園があり、都心には珍しく閑静であって、研修、研究のためには極めて恵まれた環境である。

本館は、教室一一、演習室四のほか、所長、教官並びに事務局職員の事務室、会議室等にあてられ、別館講堂棟は大講堂、中講堂、図書室、食堂などにあてられている。

二合宿舎

寄宿寮としては、昭和二年二月以来、小石川分室を使用してきたが、昭和四年三月、千葉県松戸市新作一〇三番地に新合宿舎を建築し、これを司法研修所松戸分室と称し、昭和四年七月二〇日に小石川分室から移転した。

この松戸分室（以下寮という。）は、国電常磐線馬橋駅下車徒歩約八分のところにあり、敷地四、二一一平方米（一、二七六坪）、鉄筋コンクリート造り五階建、建築面積一、八〇〇平方米（五四五坪）、延面積五、九五二平方米

(一、八〇三坪)、居室の広さは一四・二二平方メートル(押入、本棚を含み約四・三坪、畳敷は四・五畳、居室数は二〇〇室であり、各階の主要な施設は次のとおりである。

- 一階 事務室 倉庫室 宿直室 図書室 厚生室 (倶楽部) 食堂 浴室 居室二四室
- 二階 居室四四室 洗濯室三室 アイロン室
- 三階 居室四四室 談話室(和室) 洗濯室二室
- 四階 居室四四室 洗濯室二室 アイロン室
- 五階 居室四四室 談話室(洋室) 洗濯室二室

居室は和室で、一室の定員は二名と定められている。入寮者は、一定額の食費と寮費を納入しなければならない。食事は通所日は二食(朝・夕)、自宅起寮日、日曜、祝日等全員在寮日は三食が給食される。

司法修習生の修習が、法曹たるにふさわしい品位を備えることをねらいとしている以上、寄宿生活においてもこの修習目的が具体化されるのでなければならぬ。社会の秩序の維持に当たろうとする者は、まず自己の處する最も身近な社会たる集団生活の規律を尊重しなければならないであろう。松戸分室は、将来法曹となろうとする者の修習のための宿泊施設として、入寮者にこのような自律を期待して運営されている。

三 図書室

1 概況

司法研修所図書室は、創設の際旧司法省司法研修所から承継した蔵書約二、〇〇〇冊を基にして、以来鋭意図書資料の収集に努めてきたが、蔵書も増加し、利用者も漸増したので、昭和三四年一〇月本格的図書室が増築され、更に、昭和四六年新庁舎の建設に当たって全く面目を一新した図書室が設けられた。

現庁舎の図書室は、別館講堂棟一階の東側を占め、閲覧室一三七・四平方メートル、書庫延四〇二平方メートル、事務室...

六・八平方米から成り、書庫は二階式で書架の收容可能冊数は約九六、〇〇〇冊で、閲覧室は約四〇人分の閲覧席を備えている。

なお、この図書室の運営については、全書庫のオープン方式を採り、平日は午後六時まで、土曜日は午後四時半まで開館する。充足以来の方針として、いかに図書を温存するのではなく、いかに図書をひろく、簡便に利用してもらうかに考慮を払っている。

2 蔵書

法律学及びその補助科学の理論と実務に関する専門書、法学教育ないし法曹教育についての図書資料のほか、教養図書の収集に努め、昭和五年二月一日現在の蔵書は、六一、〇六四冊（和書四九、〇三二冊、洋書一、〇三二冊）に達し、そのほか最高裁判所、法務省その他の官庁資料、内外の法律専門雑誌を収める。分類別図書数は、次表のとおりである。

和 書		図書数 (冊)
総 記		2,038
法 律		32,440
哲学・心理学・倫理学・論理学		1,194
政治・行政・経済・社会・労働・教育		8,238
歴 史・地 理		843
自 然 科 学		265
産 業		258
芸 術		476
語 学		485
文 学		2,794
計		49,031

(昭51. 12. 1現在)

洋 書		図書数 (冊)
英 米 法		3,575
独 法		7,973
仏 法		353
そ の 他		132
計		12,033

(昭51. 12. 1現在)

洋書はほとんど大部分が法律関係の図書である。このうち、独法関係は、細野長良氏の蔵書を譲り受けた細野文郎のほか、旧司法研究所の蔵書を承継したもの、 氏の寄贈図書などを基本として、独逸大審院以来の

民事及び刑事判例集のほか司法法規集、一般的教科書、注釈書などの収集に努め、一応の調査に事を欠かない。英米法関係は、特に米法関係図書の充実を努め、Hornbook Series, American Casebook Series などの基本的図書を中心にして、Supreme Court Reporter, U. S. Code Annotated などの判例集、法令集を加え、体系的な収集ができています。仏法関係は、英米法、独法に比べると十分である。

雑誌は国内大学法学部の機関誌その他の法律雑誌一〇〇余種のほか総合雑誌など一般教養雑誌も備えている。外国雑誌は、米岡大学との交換が行われて、アメリカの著名な大学の法律雑誌など九種が受け入れられている。

3 カード目録

閲覧用カード目録は、和書洋書とも、分類目録、著者名目録、書名目録の三種を設け、著者名目録は、全蔵書を著者名のアルファベット順に編成して、著者名による図書の検索に備え、書名目録は、書名のアルファベット順に編成して、書名による検索に備え、分類目録は全蔵書を一定の体系に分類し（和書は日本十進分類法による）、その分類体系順に編成して、ある項目に関する図書を一括検索する便宜に応じたものである。

4 利用方法

司法修習生、職員など利用者に対しては図書借出証を発行し、これにより館外貸出もしているが、なるべく手続の煩雑を避け、簡単に利用できるように努めている。

四 レクリエーション施設

本庁舎に、テニスコート及び更衣室があり、ソフトボール、テニス、ピンポン、バドミントンなどの運動用具が備えつけられて、司法修習生、職員等の使用に供されており、本館に休養室（三階）、厚生室（四階）があり、別館一階に裁判所共済組合委託業者経営の食堂がある。また、広大な庭園は、休憩時間の運動、散策に格好である。松戸分室にも、野球、ソフトボール、ピンポン等の運動用具が備えつけられ、厚生室（二階）の設備がある。

修習等

旧憲法のもとにおいては、判事と検事の養成を目的とする司法官試験の制度があり、それとは別に弁護士養成のために弁護士試験の制度があつて、いずれも修習期間は一年六か月であつた。新憲法のもとにおいては、法曹一体の要請に依つて、裁判官、検察官又は弁護士といずれを志望するにせよ、司法修習生として少なくとも二年間修習をしなければならぬことになり（裁判所法第六七条）、司法研修所がその修習に関する事務を主管することになつた。

以下司法修習生の採用から修習を終えるまでの過程の概略を説明し、それによつて修習制度の全貌を紹介することとする。

一 採用

昭和二四年五月、従来行われていた高等試験司法科試験が廃止され、司法試験がこれに代つて実施されるようになった。司法修習生は、この試験に合格した者のうちから最高裁判所が命ずるのであるが（裁判所法第六六条）、合格年度のいかに問わないし、また旧高等試験司法科試験に合格した者も同様である。

二 修習

1 司法修習生に関する規則（後出二三頁以下）によれば、司法修習生の修習目的は、「高い識見と内満な常識を養ひ、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備へることにある。司法修習生の二年間の修習は、この理想ができるかぎり実現するために行われなければならない。まず第一に留意すべきことは、司法修習生の修習は、法律実務家すなわち裁判官、検察官又は弁護士となる

べき者の修習であることである。そして法律実務家は、いずれも「生きた事件」を取扱うものであるが、「生きた事件」は一見簡単に見えるものでも複雑な社会關係から生じたものであって、決して簡単ではない。「生きた事件」の事実關係をいかに把握し、いかに判断するかということが、法律実務家の仕事の中核を形成するのであり、これに関する修習こそ司法修習生の修習の中心をなすものである。この点において、司法修習生の修習は単なる法律理論の探究と趣を異にする。しかし、法律実務家の仕事は、本来半問的理論的要素を多分に含むものであって、この面の研究を軽視すべきでないことも当然であり、要は、実務に即した学問、実務に即した理論であるべきことである。

第二に、司法修習生の修習は、専門家となるための修業である。いずれの職業分野であっても、専門の道の修業は決してはたから見ると容易なものではない。法律実務家たるための修業も同様である。ことに、いずれの専門も技術的な面を多分に伴うものであるが、法律実務家たるためにも多くの技術の修練を必要とする。司法修習生は、この技術的な面を軽視してはならない。要は、技術を重んじつつ、その技術の牽引すべき目的を見失わないことである。

第三に留意すべきことは、司法研修所が、単に裁判官だけの養成機関でもなく、同時に検察官あるいは弁護士だけの養成機関でもなく、広く法律実務家を養成するための機関であるということである。司法修習生は、将来の志望のいかんにかかわらず、裁判、検察及び弁護の三部門について、虚心坦懐、偏らない修習をするよう心掛けなければならない。かくすることによって司法修習生は、将来そのうちいずれの道をとるにせよ、法曹全体に対する理解を深め、「法曹は一つである」ことを体得するにいたるものである。

2 新たに採用された司法修習生は、司法研修所で四か月間のいわゆる前期修習を行う。前期修習終了後、あらかじめ司法研修所長の定めた実務修習地において、裁判所八か月、検察庁四か月、弁護士会四か月の実務修習を行い、これが終ると再び司法研修所に帰って、四か月間の、いわゆる後期修習をすることになる(ただ

し、昭和三七年度からは、ほぼ前期修習三・五か月、後期修習四・五か月とされている。司法修習生の修習指導の方針については「司法修習生指導要綱」(後出三六頁)が制定されていて、これに則った指導が行われている。

II 司法研修所での前期の修習においては、司法修習生は、約五〇名を一組として編成され、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の各教官一名ずつ計五名の教官が各組の担当教官となって修習指導にあたる。

この前期の修習は、まず裁判、検察及び弁護制度の機構と、その手続の概略を実務の面から説明し、その各々の使命を明らかにすることから出発する。ここでは、大学で学んだ法律学と、司法研修所で行う実務に即した修習との関係、ことに、法律実務は、すでに確定された事実に対して法律を適用してゆくものではなく、まず生きた事実をいかに把握し、いかに判断し、確定するかが重点であることが強調される。教材は実際に存在した事件記録を印刷したもの(修習記録とよんでいる)を用い、修習は講義と討論と文書作成(後述)とその講評とを主眼としている。これを民事裁判の修習については、訴状から最終の口頭弁論までの記録、すなわち、訴状、答弁書、準備書面、各種の申請書、口頭弁論謄本、証人調書などの一切の書類を具えた記録がそのために用いられ、まずその記録の読み方の指導から始まり、その記録のうちにある事実関係の把握、法律問題の検討、釈明や証人尋問の巧拙などを、この記録を通じて学び、更に、思惟を整理するために、この記録に即して文書(例えば、判決書、ただし、単に形式に重点をおくものではない。)を作成し、併せて思想表現の技術の訓練を行う。この修習方法はケースに即した修習である。これと並行して商事、行政、労働事件、保全処分事件などについての講義も行われる。刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の修習方法は、各々その特色があるが、趣旨は民事裁判と同様である。

なお、そのほか英、独、仏などの外国法律書の論議や共同研究、法律実務家として必要な補助科学、すなわ

ち法医学、精神医学、犯罪心理学、会計学などについて各専門家の講義があり、一般教養科目として経済、文学、美術、自然科学などの講演や歌舞伎、能楽などの古典の鑑賞、各種映画の上映並びに証券取引所、事務所、近代的生産工場などの見学が行われる。もっとも時間の関係上、これらは十分とはいえないが、司法研修所の期待するところは、これらが契機となって司法修習生が各般のことに関心と興味を持つにいたることである。ほかにレクリエーションとして、ソフトボール大会などが日程に織り込まれている。

四 実務修習庁会における修習の順序は各地の指導連絡委員会が決定するので(「司法修習生指導要綱」第一章第五、修習地ごとに区々となっているが、修習はすべて生きた事件について行われる。

裁判所における八か月は民事・刑事の各四か月に分かれ(民事の修習期間を刑事より長くしている裁判所もある)、合議部・単独部にそれぞれ所屬して、各裁判官の指導のもとに、弁論あるいは公判を傍聴することにより裁判長の訴訟指揮や証拠調を实地に見聞し、訴訟手続の進展と心証形成の経過を知り、判決書の起草についても指導を受ける。なお、この間家庭裁判所の実務についても若干の修習が行われる。

検察庁においては、係属事の指導によって被疑者及び参考人の取調の修習を行い、起訴状あるいは不起訴裁定書の起草をするほか、公判の立会に同席して訴追官の側からみた訴訟手続の進行を修習する。

弁護士会においては、個々の法律事務所配属され、担当弁護士の指導により、依頼者から具体的事情を聴取して訴状、答弁書、準備書面などの起草をするほか、弁論あるいは公判に同席して証人尋問や弁論の要領を見聞するなど、弁護士としての実務を習得する。

実務修習の結果を整理して指導官に報告するため、司法修習生は実務修習結果簿を作成する。

四 各実務修習庁会における一年四か月の実務修習を終え、再び司法研修所に帰ってくるのは通例一二月下旬である。そして翌年の四月初旬まで四か月間司法研修所において前期と同様の要領で後期の修習が行われる。前期の修習には実務修習のための準備教育としての意味があるのに対して、後期の修習は総仕上げの性

例をもち、したがって、各科目とも前期よりはるかに高度のものである。また後期においては、通常の試験のほかに、選択科目として、特定のテーマをとり上げたセミナーを行っており、その間に一般教養科目が挿入される関係上非常に充実した日程となっている。そして、司法研修所におけるこの後期四か月の統一的な修習指導は、各実務修習庁会における修習の偏差を調整することにも役立つのである。

このようにして二年間の修習を終え、後述する考試に合格した司法修習生は、教官、同僚との交誼を惜しみながら、各自の志望する法曹の各分野へ巣立ってゆく。ちなみに、昭和五一年春までの司法研修所出身者の総数は一〇、二八二名（うち女子四四四名）に達し、わが国の全法曹の七一%を超えている。

なお、司法研修所と実務修習庁会とは常に緊密な連絡が保たれているが、修習指導の適正調整を図るため、毎年一二月ごろ全国の実務修習庁会の指導担当者（裁判官、検察官、弁護士）を司法研修所に招集して、修習指導に関する連絡協議会を行うほか、ブロック別に司法研修所教官と実務修習庁会の指導担当者との協議会を行っている。

三 身分等

司法修習生は公務員ではないが、給与、監督その他の身分関係については公務員に準じた取扱いを受ける。すなわち、司法修習生は、「修習期間中俸給から一定額（現在月額一〇一、三〇〇円）の給与」を受けるほか「一般の官吏の例による給与」として、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当、寒冷地手当の支給を受ける。また国家公務員共済組合法の適用を受け、毎月一定額の掛金を負担し、療養費、出産費その他所定の各給付を受ける資格を取得することとなる。研修所入所、滞在などに必要な旅費についても公務員に準じた取扱いを受ける。

その反面、司法修習生は、修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服するとともに、実務修習期間中はそ

の配属地の高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長の監督をも受ける。また、司法修習生は、最高裁判所の許可なくして、公務員となり、又は他の職業に就き、あるいは財産上の利益を目的とする業務を行うことができないし、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うなど、公務員と同様の規律を受ける。そして、一定の事由に該当するときは、最高裁判所はその司法修習生を罷免することができ、なお、二年間の修習期間を通じて、一日でも正当の理由なく修習をしなかった者及び修習をしなかった日が九〇日を超える者は、いずれも修習の終了が同期生よりも遅れることになる（「司法修習生に関する規則」後出二三頁）。

四 考 試

司法修習生は、少なくとも二年間修習をしたのち、最高裁判所に置かれる司法修習生考試委員会の行う試験を受け、これに合格してはじめて司法修習生の修習を終え、判事補、検事、弁護士となる資格を取得する。この考試では、例年、裁判、検察、弁護の実務についての筆記と口述及び一般教養についての筆記の各試験が行われ、合格不合格は、考試の結果と、司法研修所及び実務修習庁会における修習成績とによって右考試委員会が決定する。

(日程の一例)

昭和五一年度採用(第三〇期)司法修習生の司法研修所における前期日程抜粋		月	日	時
五	二四	月	附	時
			午	前
			午	後
				一般教養等
〃	二五	火		
民事訴訟起案(一)B(自宅) 民事一九四号記録(所有権移転登記手続)使用				
民事訴訟起案(一)講評				
民事(一)二号プリント資料				
民事訴訟教官				
食				
「講話」				
大塚所長				
セミナー(民訴法)				
〃	二六	水		
検察起案(一)(自宅) 検察二二号記録(詐欺・業務上横領)使用				
〃	二七	木		
刑事訴訟起案(一)講評				
刑事七号記録使用				
刑事訴訟教官				
食				
同上				
〃	二八	金		
見学(中野刑務所(六組)・八王子医療刑務所(八組)・川越少年刑務所(一〇組)・府中刑務所(七組)・横浜刑務所(九組)・栃木刑務所(六)一〇組の女子修習生)				
見学旅行(一)五組				
〃	二九	土		
自由研究(見学) 科学警察研究所 六一〇組の希望者				
〃	三一	月		
民事弁護問題研究(一)(自宅) プリント資料(強制執行)使用				
六	一	火		
刑事判決起案(一)講評				
刑事一八六号記録使用				
刑事裁判教官				
同上				
セミナー(民訴法)				

修習等

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六
二	一	一〇	九	八	七	五	四	三	二
士	金	木	水	火	月	士	金	木	水
刑事弁護問題研究(自宅)使用 刑弁七二号記録(窃盗未遂)	「弁護士の歴史と弁護士法」 刑事弁護教官	検察問題研究(自宅) 検察二〇四号記録(詐欺) 使用	検察起案(一) 講評 検察二二二号記録使用 検察教官	民事判決起案(一) A (自宅) 民事一九七号記録(建物収去土地明渡) 使用	民事判決起案(一) B 講評 民事一九四号記録使用 民事裁判教官	自由研究(見学) 科学警察研究所 一〜五組の希望者	見学(中野刑務所(二組)・八王子医療刑務所(三組)・川越少年刑務所(五組)・府中刑務所(二組)・横浜刑務所(四組)・栃木刑務所(二)五組の女子修習生)	見学旅行(六〜一〇組)	「相互疑問の研究」 刑事裁判・検察・ 刑事弁護教官
	「保全処分について」 民事弁護教官		同上	同上	同上		同上	同上	
	簿記・会計(一)		簿記・会計(一)		セミナー 刑訴法(四)				

関係法規通達等

一 裁判所法抜すい (昭和二年四月一六日公布)
法律 第五九号

第十四条 (司法研修所) 裁判官その他の裁判所の職員の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第五十五条 (司法研修所教官) 最高裁判所に司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における研究、修養及び修習の指導を掌る。

第五十六条 (司法研修所長) 最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所がこれを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第六十六条 (採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

裁判所法抜すい

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条 (修習・試験) 司法修習生は、少くとも二年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条 (罷免) 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができ

第七十五条 (評議の秘密) 合議体である裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を

司法研修所規則

評議が、裁判長が、これを開き、且つこれを整理

する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びそ

の多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

二 司法研修所規則 (昭和二十二年二月一日施行)
最高裁判所規則 第一一〇号

改正

二二三(規二五)二四(規一五)二五(規一三)二六(規二)

第一条 司法研修所に別に最高裁判所規程で定める員数の職員を置く。

第二条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、裁判官、検察官、弁護士又は学識経験のある者に司法研修所教官の事務の一部を嘱託する。

第三条 司法研修所の庶務を掌らせるため、司法研修所に事務局を置く。

司法研修所に事務局長及び事務局次長を置き、裁判所事務官の中から最高裁判所が補する。

司法研修所事務局長は、司法研修所長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

司法研修所事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

司法研修所事務局にその事務を分掌させるため、課を置き、各課に課長を置く。

課長は、裁判所事務官を以て充て、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

第四条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、司法研修所の支部を設ける。

三 司法研修所規程 (昭和三十一年二月一日施行)
最高裁判所規程 第六号

改正 二四 (規程二二) 二五 (規程二六) 二六 (規程三三) 二九 (規程四)

第一条 司法研修所は、裁判官その他の裁判所職員

(裁判所書記官、裁判所速記官、裁判所速記官補、

家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補を除く。)

及び司法修習生の人格識見の向上並びに司法に關す

る理論及び実務の研究又は修得を指導する。

第二条 司法研修所の研修は、左の各号によりこれを行

行う。

一 合同研修

二 個別研究

三 その他の研修

第三条 前条第一号の研修の組織を左の三部に分け

る。

第一部 簡易裁判所判事及び判事補の研修

第二部 司法修習生の修習

第三部 裁判所事務官の研修

司法研修所規程

前条第三号の研修は、講演又は資料の配布その他の方法によりこれを行う。

第四条 第二条第二号並びに第一部及び第三部の研修については、研修の期間、場所及び研修に参加する者その他の重要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前項に定めるものを除いて、研修に關し必要な事項は、司法研修所長が、これを定める。但し、研修の企画その他の重要な事項を定めるには、教官会議の議を経なければならない。

教官会議は、司法研修所教官でこれを組織し、司法研修所長が、その議長となる。

司法研修所長は、司法研修所規則第二条の規定により囑託を受けた者を教官会議に参加させることができる。

司法研修所事務局分課規程

二二

第五条 司法研修所長は、研修を終えた者に研修の結果を報告させることができる。

司法研修所長は、第一部及び第三部の研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告する。

司法研修所長が、前項の報告をするには、あらかじめ教官会議の議を経なければならない。

第六条 司法研修所長は、研修の目的を達するために必要な調査又は研究を適當なものに委嘱することが

できる。

司法研修所長は、前項の規定により委嘱した調査又は研究の結果を最高裁判所長官に報告する。

第七条 司法研修所長は、毎年三月末までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。

第八条 この規程に定めるものの外、司法研修所に關し必要な事項は、司法研修所長が、これを定める。

四 司法研修所事務局分課規程

(昭和二十四年七月一日施行)
最高裁判所規程第一四号

第一条 司法研修所事務局に左の課を置く。

総務課

企画課

資料課

第二条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 会議及び会同に関する事項

二 機密に関する事項

三 官印の管守並びに文書の接受、発送及び浄書並

びに公文書類の編さん及び保管に関する事項

四 司法修習生及び研修員の招集に関する事項

五 修習及び研修の日程の実施に関する事項

六 司法修習生及び研修員の宿舍の運営に関する事項

七 他の課に属しない事項

第三条 企画課においては、左の事務をつかさどる。

一 修習及び研修の企画立案に関する事項

二 修習及び研修の日程の編成に関する事項

三 修習及び研修の制度及び実態の調査に関する事項

四 修習及び研修の結果の報告に関する事項

第四条 資料課においては、左の事務をつかさどる。

一 修習及び研修に必要な資料のしゅう集、編さん、整備及び配布に関する事項

二 教材及び講義案の編さん、整備及び配布に関する事項

五 司法修習生に関する規則 (昭和二十三年八月一八日施行
最高裁判所規則 第一五号)

改正 二七(規二三) 四五(規一三)

第一章 総 則

第一条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

第二条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

司法修習生に関する規則

る事項

三 司法研究に関する事項

四 司法研修所報の刊行に関する事項

五 図書の新入、整備及び管理に関する事項

第五条 事務局長において必要と認めるときは、一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

第三条 司法修習生は、修習にあたって知つた秘密を漏らしてはならない。

第二章 修 習

第四条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養ひ、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

二三

司法修習生に関する規則

第五条 司法修習生は、修習期間の中、少くとも八箇月は裁判所で、四箇月は検察庁で、四箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない。

前項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

第六条 司法修習生が病氣その他の正当な理由によつて修習しなかつた九十日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。(排他三百一司法修習生に関する規則第六條の適用について(参照))

第七条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わせる。

司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

司法研修所長は、第一項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第八条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に對する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長に委託する。

第九条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁

判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を集めて、修習に關し協議を行うことができる。

第七条第三項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

第十条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の概要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第十一条 司法研修所は、この規則に定めるものの外、修習に關して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によつて定めるものの外、それぞれ各庁又は各会における修習に關して必要な事項

を定めることができる。

高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めるときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

第三章 考 試

第十二条 裁判所法第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下委員会という）を常置する。

委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から、最高裁判所がこれを委嘱する。

委員会に書記を置く。

第十二条の二 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、審査委員を委嘱することができる。

審査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行う。

第十三条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績

司法修習生に関する規則

を委員会に報告しなければならない。

前項の報告には、第十条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第十四条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

第十五条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第十六条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第四章 罷 免

第十七条 司法修習生で左の各号の一に当る者は、これを罷免する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 禁治産者又は準禁治産者
- 三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に左の事由があ

司法修習生の規律等に関する規程

ると認めるときは、これを罷免することができる。

- 一 品位を辱める行状があつたとき
- 二 修習の態度が著しく不真面目なとき
- 三 成績不良で修習の見込みがないとき
- 四 病氣のため修習に堪えないとき(後出三二頁「長期病欠」及び「長期病欠」の欄に於いて「参照」)
- 五 本人から願出があつたとき

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に前二条の各

号に当る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。(後出三二頁「長期病欠」及び「長期病欠」の欄に於いて「参照」)

高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前二条の各号に当る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

六 司法修習生の規律等に関する規程

(昭和二十八年七月一日施行)
司法研修所規程 第一号

改正 二九(司研規程二) 五一(司研規程一)

(身分証明書)

第一条 司法修習生は、司法研修所長より身分証明書の交付を受け、常にこれを携帯していなければならぬ。

- 2 身分証明書を失い又は汚損したときは、直ちに、その再交付を求めなければならない。
- 3 司法修習生の身分を失つたときは、直ちに、身分

証明書を返さなければならない。

(身上に関する届出)

第二条 司法修習生は、その身分を取得した後、直ちに、司法研修所長に対し、その定める様式にしたがつて身上に関する届出をしなければならない。転籍、婚姻、氏名の変更、扶養家族の増減等身上に變動があつたときも同様である。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中身上に變動があつたときは、前項の届出は、その長を経てするものとする。

(住所に関する届出)

第三条 司法修習生は、入所した後、直ちに、その住所を司法研修所長に届け出なければならない。住所を変更したときも、同様である。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、前項に準じ、その長に住所に関する届出をしなければならない。

3 前項の届出を受けた検察庁又は弁護士会の長は、これを地方裁判所長に通知するものとする。

(旅行に関する届出等)

第四条 司法修習生は、宿泊を要する内陸旅行をしようとするときは、あらかじめ司法研修所長に届け出なければならない。ただし、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に届け出れば足りる。

2 司法修習生は、内陸旅行をしようとするときは、最高裁判所長官の許可を受けなければならない。

司法修習生の規律等に関する規程

3 前項の許可を受けようとする者は、司法研修所長に対し、その定める様式の許可願を提出しなければならない。この場合において、その者が、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中であるときは、その長を経て許可願を提出しなければならない。

(欠席の承認)

第五条 司法修習生は、病気その他の事由により修習することができないときは、予め司法研修所長にその事由を附して欠席の承認を求めなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に対してすれば足りる。

2 病気、災害その他やむを得ない事由により、前項の規定によることができなかつた場合には、遅滞なくその理由を附して、欠席の承認を求めなければならない。

3 欠席が六日以上にわたるときは、医師の証明書その他修習することができない事由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。

4 第一、二項の場合において、承認を求められた裁

司法修習生の規律等に関する規程

判所、検察庁又は弁護士会の長は、その結果を司法
研修所長に通知するものとする。

(健康管理)

第六条 司法修習生は、司法研修所、裁判所又は検察
庁において実施される健康診断を受けなければならない。
ない。

(兼職等の許可申請)

第七条 司法修習生に関する規則第二条の規定により
最高裁判所の許可を受けようとするときは、その申
請書を司法研修所長に提出しなければならない。但
し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習
中は、その長を経て司法研修所長に提出するものと
する。

第八条 司法修習生は、司法修習生に関する規則第二
条に規定する場合を除く外、司法研修所長の許可を
受けなければ、修習に支障を生ずる虞のある学業そ
の他の業務に就くことができない。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中
前項の許可を受けようとするときは、その長を経て
申請するものとする。

(参考様式)

その一

<p> 転籍、婚姻、改氏名、出生届等 私は、 戸籍謄本を添えてお届けします。 昭和 年月 日 昭和 年度採用司法修習生(組 配属) 氏名 司法研修所長 殿 ④ </p>	<p> しましたので </p>
---	-----------------------------------

その二

住所変更届

左記のとおり住所を変更しましたのでお届けします。

記

旧住所
新住所
郵便番号 () 電話 () () ()
昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
昭和 年度採用司法修習生(組 配属)

氏名

司法研修所長 殿

司法修習生の規律等に関する規程

その三

旅行届

左記のとおり旅行をするので、お届けします。

記

一 旅行先
(連絡先)
二 期間 昭和 年 月 日 (曜日) から
昭和 年 月 日 (曜日) まで
(日間)
昭和 年 月 日
昭和 年度採用司法修習生(組 配属)

氏名

司法研修所長 殿

(注) 1 外国旅行の場合は外国旅行許可願によること。
2 欠席を伴う場合は欠席承認願を別途提出すること。

その四

欠席承認願

左記のとおり欠席したいので、承認してください。

記

一 月 日

二 事 由

三 添付書類

四 連絡場所

昭和 年 月 日

昭和 年度採用司法修習生(組 配属)

氏 名

司法研修所長 殿

④

七 司法修習生のバッジに関する規程

(昭和三十一年二月一日施行)
最高裁判所規程 第一一四号

第一条 司法修習生は、この規程に定めるバッジをつ

けるものとする。

2 前項のバッジの形状及び制式は、附図のとおりとする。

第二条 前条のバッジは、交付する。

2 司法修習生がその身分を失ったときは、すみやかにバッジを返納しなければならない。

(附図)

バッジの形状



バッジの制式

(七宝入) 銀			地質	
下片 巾長さ 〇〇・三 九五種	右片 巾長さ 〇〇・二 二三種	上片 巾長さ 〇・三 五〇種	大 き さ	表 面
銀				
下片 白色	右片 赤色	上片 紺色	内 部	裏面及 び側面
銀				

八 司法修習生に関する規則第六條の運用について

(昭和三四年二月一日司研企発第八七三号司法修習生配属の地方裁判所長あて司法研修所長通知)

司法修習生に関する規則第六條の運用は次のとおりである。

- 一 日曜日、國民の祝日、年末年始の休暇(二月二十九日から翌年一月三日まで)は、修習を要しない日とし、修習を要しない日以外の日を修習日とする。修習日に修習できない場合を欠席とする。
- 二 規則第六條の「修習をしなかつた期間」は欠席日数の合計により算出する。
- 三 欠席が、「正当な理由」によるかどうかは、一般職の職員に關する法律第一五條に定める承認

九 長期病欠司法修習生の罷免等に関する取り扱いについて

(昭和三五年六月十三日司研企発第三四七号司法修習生配属の地方裁判所長あて司法研修所長通知)

- 一 司法修習生につき、病氣のため修習に堪えないも

のとして、司法修習生に関する規則第一九條により罷免事由の報告をする基準は、次表に掲げる期間を

に準じそのつど司法研修所長または実務修習庁会の長が判断し、これを承認するものとする。

- 四 自宅起案、自由研究等(いわゆる夏期休暇を含む)、修習指導担当者の修習のための指示により出勤することを要しない場合、その指示にしたがつて出勤しないことは欠席ではない。しかし自由研究等も修習日であるから、病氣その他この日に修習できない事情があるときは欠席として扱われる。したがつて数日にわたる欠席期間中に自由研究等の日があつても欠席日数の計算上控除されない。

引き続き病欠した場合とする。

結核性疾患	結核性疾患以外の私傷病
三年	一年三月

(退職願出の勧告)

二 長期病欠の期間が前項の年月数に達する司法修習生については司法研修所長は前項の報告に先立ち本

人に対し退職の願出をすることを勧告するものとする。この勧告をする場合には、病気が回復したのち、一般の司法修習生採用の機会に、他の採用申込者と同等の選考条件により再採用されることができると旨、および退職のときまでに修習した期間を再採用後の修習期間に算入する旨を告げるものとする。

一〇 司法修習生の実務修習中における外国旅行許可願の手續について

(昭和五十一年一月二日司研総第五八八号) 実務修習庁会の長あて司法研修所長通知抄)

記

司法修習生の規律等に関する規程の一部を改正する規程の制定に伴い、標記手續を左記のとおり定めまして、昭和五十二年一月一日以降これによってくだされい。

なお、改正後の司法修習生の規律等に関する規程第四條第三項に規定する外国旅行許可願の様式を別紙のとおり定めました。

司法修習生から外国旅行許可願が提出されたときは、実務修習庁会の長は、実務修習に支障があるか否かの意見を付し、これに旅行期間中の修習日程を添えて、右許可願を司法研修所長に送付する。右許可願の送付に当たっては、実務修習地の地方裁判所長を経由するものとする。

司法修習生の実務修習中における外国旅行許可願の手續について

(別紙様式)

外国旅行許可願

左記のとおり外国旅行をしたいので、許可してください。

記

- 一 旅行先
- 二 目的
- 三 期間
- 四 同行者
- 五 連絡先
- 六 経費

(注) 1 旅行日程を添付すること。

2 経費には、私費の場合はその旨、公私の団体等から援助を受ける場合はその団体等の名称を記入すること。

昭和 年 月 日

昭和 年度採用司法修習生(組配属)

氏名

最高裁判所長官 殿

一 司法研修所松戸分室在寮準則

(昭和四三年一月一日制定、同日施行)

裁判所の庁舎等の管理に関する規程(昭和四十三年最高裁判所規程第四号)第二条第四項の委任に基づき、同規程第十九条によつて司法研修所松戸分室在寮準則を次のとおり定める。

第一条 この準則は、司法研修所松戸分室(以下「寮」という。)が主として司法研修所における研修、研究、修習をする者の研修等のための滞在の用に供するものであることにかんがみ、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

在寮者は、寮設置の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

第二条 入寮しようとする者は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならない。

第三条 在寮者は、寮設置の目的を尊重し、他人の勉

学、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

第四条 在寮者は、門限までに帰寮しなければならぬ。

来訪者がある場合は、門限までに退出させなければならぬ。

第五条 在寮者は、集会のため寮を使用する場合は、または寮において文書等を掲示する場合には、その都度あらかじめ許可を受けなければならない。

第六条 在寮者は、常に防火に注意し、所定の場所以外で火気の使用または喫煙をしてはならない。

火災その他災害に際しては、消防および避難に協力しなければならない。

第七条 在寮者は、その責に帰すべき事由により、建物、付属設備、備品等を毀損しまたは滅失させたときは、これを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

第八条 在寮者は、寮係員が建物、付属設備、備品等の管理のため寮室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

第九条 この準則若しくは在寮心得に違反したとき、または寮の管理上やむを得ない事由があるときは、退寮させることができる。

第十条 この準則の施行についての細則は、別に在寮心得に定める。

一 司法修習生指導要綱

(昭和二十九年七月一日 日記発第三三〇号)
実務修習庁会の長あて司法研修所長通達

改正 四七・一〇・二三(司法研修所長通達)

第一章 総 則	三六頁
第二章 一般教養	三七頁
第三章 実務に関する修習	三八頁
第一節 裁 判	三八頁
第二節 検 察	四四頁
第三節 弁 護	四七頁
第四節 補 則	五〇頁
第一章 総 則	

第一 司法修習生の修習については、すでに修得した学識の深化及びその実務への応用とともに一般教養を重視し、もって法曹たるにふさわしい品位と能力を備え、かつその社会的使命を自覚させるように指導しなければならない。

第二 司法修習生の二年間の修習は、

- 1 司法研修所における前期修習(四箇月)
 - 2 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会(以下「配属庁」という)における修習(二年四箇月)
 - 3 司法研修所における後期修習(四箇月)
- の順序に行う。

第三 司法研修所における前期修習は、実務に関する一般的基礎的概念の把握を、配属庁における修習は、裁判、検察及び弁護の実体の体得を、司法研修所における後期修習は、修習の総仕上げ及び全般的な調整を、それぞれ主眼として指導する。

第四 司法研修所は、毎年一回適当な時期に、各配属庁の指導担当者を招集して司法修習生指導担当者協議会を開き、司法修習生の修習指導の運営に関する一般事項について協議を行う。

第五 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会は、指導に関する相互間の有機的な連絡を図り、あわせて司法研修所と緊密な連絡を保つため、配属地ごとに指導連絡委員会を設ける。

指導連絡委員会は、修習の効果をあげるため、修習の内容、修習の順序、修習に関する費用の使用方法等について、連絡協議する。

指導連絡委員会は、見学、講演会の実施等について、司法研修所及び配属庁の各部門の修習との関係を考慮して、最も有効適切ならしめるように努める。

第六 司法研修所及び各配属庁は、常に司法研修所における修習と配属庁における修習との関連調整について留意し、相互に修習内容の概要を報告しあうこととし、修習内容の重複を避け、又は相互にその不十分な点を補強することに努める。

司法研修所は、右の目的のため、必要に応じて、関係配属庁の指導担当者との協議会を開くことができる。

第七 司法修習生の指導にあたっては、適宜教官及び指導担当者と司法修習生との懇談の機会を設けて、人格的接触を図り、また司法修習生の忌憚のない希望、感想などをきくように努め、常に相互の理解のもとに修習の実をあげるように留意する。

第二章 一般教養

第一 一般教養については、視野を広め、事物の本質を把握し、時代に対する高い識見と深い洞察力を養うように指導し、浅薄な知識の獲得に留意しないように留意しなければならない。

第二 司法研修所においては、右の目的を達するための一助として、

- (一) 科学、宗教、芸術等各界の権威者による講演
- (二) 国会、博物館、近代的大企業施設等の見学
- (三) 音楽、演劇、芸術等の鑑賞
- (四) 英、独、仏等外国書の輪読等を行う。

第三 各配属庁は、その地の実情に於て前項に準じて、講演、見学等を行う。

第三章 実務に関する修習

第一節 裁 判

各期における指導は、左の要領による。

一 司法研修所における前期指導期間

(一) 指導目標

裁判所における裁判実務の全般について（特に判決手続を中心にして）修習記録等を使用し、その基礎的な概念を把握させ、実務に即した理論の研究を指導する。

(二) 指導方法

(a) 民事裁判

(i) 講義

教官担当のもとに、修習記録等の教材を使用し、訴の提起から判決にいたるまでの訴訟手続の概要を、その発展段階に応じて訴訟上通習する民事訴訟法上の諸問題を指摘しながら逐一解説し、その中で請求と請求原因、主張責任、立証責任、否認と抗弁等の民事訴訟法上の諸原則の実際の意義を理解させるとともに、弁論主義、当事者処分主義の裏務上果す機能を知らせ、民事裁判官のなす釈明権の行使の重要性を認識させ、裁判の独立、訴訟の促進等裁判全般に關する重要問題について民事裁判官としての在り方、心構えの体得に必要な指針を示すように努める。なお、判決書の作成についてその理論と技術を説明する。

(2) 判決の起案及び論評

あらかじめ修習記録を交付して数回判決書を作成させる。教材には理論的な法律問題を含み、しかも通常訴訟事件として多数あるもの数種類を選択するように努める。

前期においては、具体的事件についての当事者の主張の法律構成の仕方に重点をおき、前記訴訟法上の諸原則の理解の徹底を図り、民事裁判においては法律判断の妥当性はいかにまたないが、その基礎をなす事実の認定の重要であることを会得させる。

(3) 問題研究

教官担当のもとに、主として修習記録を使用して、数回具体的事件についての主張の当否の判断、争点の整理、釈明事項の有無の検討等の修練を行う。

教材はできるかぎり起案事件とは別の種類のもの（例えば仮処分事件、強制執行事件等）を選び、その手続の基礎的知識を与えることもあわせ考慮する。

(4) 特殊講義

民事、行政、労働、商事、家事等各事件の理論及び実務について基礎的知識を修得させるため、学者又

司法修習生指導要綱 裁判（前期—民事）

は裁判官等に委嘱して特殊講義を行う。

(8) 刑事裁判

(1) 講義

教官担当のもとに、適宜教材を使用し、判例、通達等の紹介に留意のうえ、訴訟記録について注釈を加えながら、公訴の提起から判決にいたるまでの公判手続の概要を実務の立場から解説し、訴因、証拠等判決をするにあたって特に研究考慮しなければならない諸問題を指摘するとともに、判決書の作成に関する理論と技術を教えるほか、刑事裁判機構の実際を明らかにし、裁判の独立、訴訟の促進、法廷の秩序維持等裁判全般に関する重要問題につき、刑事裁判官として何を知らねばならぬか、また、いかなる心構えを有すべきかについてこれが理解に必要な指針を示す等裁判所における刑事実務の全般にわたり一応の概念と問題の焦点を把握させる。

(2) 判決の起案及び講評

修習記録を使用し、通常一般に起り得べき事件で基本的な問題を多く含むものを選択し、判決書を起案させるほか、別に心証形成の理由を詳説した書面を作成させ、これに教官の詳密な講評を加えて刑事判決に関する実務一般を修得させることに努めるとともに、事実の判断、殊に情状証拠による事実認定についての考え方を会得させることに最も重点をおく。なお、起案は、あらかじめ自宅において必要な判例学説等を渉猟するに充分な余裕を与えてこれをなさしめ、むしろ事前の研究に主眼をおくものとする。

(3) 問題研究

前記判決起案の講評に際し、同事件に関連した訴訟法上及び実体法上の諸問題を採り上げ、司法修習生相互に討論を行わせ、教官がその論点の所在及び考え方について指導する方法により研究を実施するほか、さらにこれを補い、かつ前記講義に対する理解の有無をたしかめるため、別に最近の実務上しばしば

起りつつある問題で、多く諸家の見解も区々に分れ、最も論議の対象となっているものを選択し、前同様の方法による研究を時間の許すかぎり行う。

(4) 特殊職務

令状事務、少年審判等の理論及び実務について基礎的知識を体得させるため、裁判官等に奉職して特殊職務を行う。

二 実務修習地における指導期間

一 指導目標

司法研修所前期の修習を基礎として裁判所における民事刑事実務の全般にわたり（特に判決手続を中心に）、具体的な事件について手続の発展に応じ、これをいかに審理判断すべきかを徹底的に理解させ、これらの実際の事件処理を通じて裁判官として必要な心構えを体得させる。

二 指導方法

各実務修習地の実情に応じ、その修習指導を計画的、総合的かつ統一のものにするため、左の要領にしたがい、具体的な指導計画を樹立する。

- (1) 司法修習生を部に配属する場合、一の部に配属する司法修習生の数は、なるべく同時に少なくとも二名を下らないようにし、かつ合議事件と単独事件の双方について修得する機会を与えるほか、期間とにらみあわせ修習の効果を減殺しない限度において、なるべく複数の裁判官に接触することができるよう考慮する。
- (2) 個別的な指導担当者（例えば各配属部の裁判官）のほか、一般的な指導計画の樹立、各配属部間の連絡等の責に任ずる全般的な指導担当裁判官を特に定める。
- (3) 各指導担当裁判官は、全般的な指導担当裁判官と打合せて、期間中適宜協議会を置き、各部における指導の不統一をできるかぎりなくするよう横の連絡をはかるとともに、指導方法の研究向上に努める。

四 指導の範囲及び方針

(1) 実務の指導にあたっては、性質上研修所で行いたいもの、例えば実際の事件についてはその受理から終結にいたるまで、訴訟の発展に応じ、訴訟指揮(民事については、特に釈明権の行使、証拠調の限度等)事実の認定、刑の量定の基準とすべき事由等あらゆる裁判官の立場において考究させることを主眼とし、判決書の起草に備することなく、また修習事件数の多寡について必ずしもこだわらないようにする。もっとも、修習させる事件の種類及び内容については、実務の実際において一般に起り得べき普通の事案を選び民事においては通常訴訟の第一審事件を主とし、各種事件の全般にわたるよう、その他修習効果、機密保持の観点等から適切な考慮を払うべきはいうまでもない。

したがって口頭弁論、公判及び合議の傍聴、準備手続、和解勧告(民事)の立会のほか、法廷外の証人尋問、検証等の見学もつとめて行わせ、かつ随時発問して司法修習生に意見を述べさせ、またはその質問に回答する機会をできるかぎり多く与える。しかも常に単なる技術的指導にとどまらず、これを通じて裁判の独立、訴訟の促進、法廷の秩序維持等裁判全般に関する重要な問題について裁判官として必要な心構えを体得させることを忘れないようにする。

(2) 各配属部における個別的指導の不十分または一様でない点を補足調整するため、できるかぎり多く特定の指導担当者(例えば全般的な指導担当裁判官)をして、なるべく実務修習の趣旨にかなうような適当な方法により特別指導を行うようにする。

なお、司法修習生から提出された実務上の諸問題を中心とする共同研究又は重要な判例の共同研究を随時実施し、司法修習生の自発的な研究意欲の向上をはかる。

(3) その他

(4) 民事においては、仮差押仮処分事件、強制執行事件、人事訴訟事件、行政訴訟事件、商事事件、労働事

件等についても一般的基礎的知識を修得させる。

右のような事件を特別部として専門に取扱っている裁判所においては係裁判官による辯論その他適当な方法によって行う。

何 家庭裁判所における家事事件及び少年審判（兩者を通じ、原則として二〇日圓）並びに令状事務についても、傍聴見学その他適当な方法により、事件の一応の取扱方を修得させるようにする。

イ 裁判事務以外に書記官事務の見学等を行い、裁判所全体の機構と活動状況を理解させる。

三 司法研修所における後期指導期間

指導目標

実務修習地における修習のあとをうけ、各修習地における実情の異なるにより生ずることのあるべき修習上の不平均をたすはか、一般的に従来の修習上の欠陥不足を補うため、調整的かつ総合的な修習指導を実施して、その最後の仕上げを期する。

指導方法

イ 民事裁判

判決の起案論評及び実務に関する問題研究を主眼とし、前期の場合に準じ修習を指導する。

もつとも、起案事件については、前期に使用したものは別な法律問題を含み、事実認定についても問題のあるものを選び、特に事案の見方、各証拠の価値判断、それに基づいて生ずる結論の当否の点について考慮を払い、民事裁判官として法律判断のほかに事実の認定の重要性を体得させる。

ロ 刑事裁判

判決の起案論評及び実務に関する問題研究を主眼とし、前期の場合に準じ修習を指導する。

もつとも、起案事件については、前期の場合に比しより複雑困難なものを選び、かつ原則として在庁即日

起案とし、すでに修得した知識に基き、もっぱら自己の判断により事件を処理する能力を養うように指導する。

第二節 検 察

各期における指導は、左の要領による。

一 司法研修所における前期指導期間

(一) 指導目標

檢察業務に関する基本的知識を与え、もって檢察に対する関心と理解を持たせることを目標とする。

(二) 指導方法

(1) 講義

教官担当のもとに、まず主として「檢察講義案」を教材として、檢察の沿革、檢察精神、檢察機構、檢察事務等について概括的説明を行い、檢察全般にわたる理解を与えたい。続いて修習記録等をも併用しながら、檢察官の職務の本体をなす事件の捜査方法(捜査手続、捜査書類の作成を含む)、事件処理、公判手続の立案(上訴手続を含む)等につき具体的に説明する。

なお、事件処理上通常理解を必要とする特別法(例えば少年法、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及処分に關する法律等)、確定判決に基く各種執行事務一般についても概括的説明を行う。

(2) 檢察起案及び講評

教官担当のもとに、修習記録を使用して起訴状又は不起訴決定書を作成させる(四件位)。

これには事実の認定、法律の適用について問題点が多く、しかも檢察業務上発生することの多い事件を選び、事案に対する檢察官としての円満妥當な判断力の涵養に努め、あわせて起訴便宜主義の真髓を会得させるように指導する。事案に關連して生ずる法律問題の検討も怠らない。

なお、起案は、あらかじめ自宅において必要な判例学説を逐次検討するに充分な余裕を与えて行うものと、すでに修得した知識に基きもっぱら自己の判断により事件を処理させる在庁即日起案の双方を、適宜案配して行う。

(3) 演習

教官担当のもとに、修習記録、実務問題集等を教材として、講義並びに檢察起案を補足するため、檢察実務上の諸問題について演習を行う。

二 実務修習地における指導期間

(一) 指導目標

司法研修所前期の指導をうけて、檢察庁における檢察実務の実体を体得させ、もって檢察の伝統とふんいきに浴させて、檢察に対する理解を深めるとともに、実際の事件処理を通じて檢察官として必要な心構えを体得させることを目標とする。

(二) 指導方法

司法修習生の修習の委託を受けた各檢察庁は、必ず一名ないし数名の指導担当檢察官を定め、一定の指導計画のもとに最も能率的にその指導にあたる。

(三) 指導の範囲及び方針

(1) 実務の指導にあたっては、性質上研修所で行いがたいもの、すなわち実際事件の捜査、処理、公判立会、檢察事務等について、檢察官として必要な理解を得させることを主眼とし、しかもその簡單なる技術的指導にとどまらず、檢察の不羈独立、警察指揮等檢察に関する重要な問題について、檢察官として必要な心構えを体得させることを心がける。

(2) 実際事件の処理は、刑法犯を主とし、なるべく各種罪名にわたり合計二十五件位を処理させることを標準

とし、その三分の一位は起訴事件とする。その他強盗、殺人、放火等重要事件についても、支障のない限り、検視、検証、取調等の要領を修得させるようにする。

(3) 事件の捜査については、特に取調技術、主要犯罪捜査要領、証拠収集方法、捜査書類作成要領を中心に、指導担当檢察官において、個々の事件を通じて指導するほか、随時指導担当檢察官又は他の檢察官より講談し、あるいは共同研究会を実施して指導を行う。

(4) 事件の処理については、特に事件の真相を把握、見透しの体得、証拠の価値判断、起訴・不起訴処分決定の基準の体得、事件報告の要領等を重点として指導し、檢察官として必要である迅速な決断力と円満妥協な判断力等を養成体得させることを主眼とする。

(5) 公判の立会については、檢察官として公判に臨む心構え、態度等について理解させた上、冒頭陳述の起案、提出証拠の整理、尋問事項書の起案、論告要旨の起案等をさせ、あるいは証人尋問技術について指導し、もって公判立会の要領を修得させるとともに、これを通じて檢察官の公判における活動の重要性を認識させる。

(6) その他檢察実務に関する研究会を行い、執行、令状、証拠品等檢察事務全般について、講義、見学その他適当な方法によりその取扱を修得させ、また警察、刑務所に対する指揮及び連絡、裁判所との連絡、上級檢察庁に対する報告、他檢察庁との共助等についても適宜その要領を指導し、もって檢察機構全般の有機的全面的活動の实体を理解させる。

三 司法研修所における後期指導期間

一 指導目標

檢察に関する総合的最終的指導を施し、すでに修得した檢察実務の理論的、實際的理解を完たからしめるところを目標とする。

II 指導方法

修習記録による起案及び講評と、檢察事務に関する問題の研究討論とを主とし、なお、前期及び実務修習地の修習に対する補足的講義を行い、檢察修習の総仕上げを期する。起案事件については、前期の場合よりも複雑困難なものを選び、かつ在庁即日起案を多くし、檢察官として必要である迅速妥当な処理能力の養成に努める(四件位)。

第三節 弁 護

各期における指導は、左の要領による。

一 司法研修所における前期指導期間

II 指導目標

民事、刑事に関する一般弁護業務の基本を修得させ、もって弁護に対する関心と理解を持たせることを目標とする。

III 指導方法

㉮ 民事弁護

(1) 講 義

事件の受任から保全処分申請又は訴の提起まで、並びに訴の提起から判決までの訴訟の進展経過を、訴訟代理人の立場から解説し、請求の趣旨及び原因、認否、抗弁、立証責任等民事訴訟法上の諸原則の実際の意義を修得させる。なお、強制執行、調停、家事審判等に関する実務の概要も修得させる。

(2) 起案及び講評

修習記録により訴状、答弁書、準備書面、契約書等を作成させ、これに対する講評を行い、法律構成の仕方、攻撃防禦方法の提出の仕方等基本的訓練を行う。

司法修習生指導要綱 弁護(前期)

(3) 討論及び講評

訴訟事件を対象として、訴訟代理人の立場から請求の趣旨及び原因、認否、抗弁、立証方法等につき討論させ、これに対する講評を行い、講義、起案及び講評と相まって訴訟事件に対する基本的訓練を行う。

(b) 刑事弁論

(1) 講義

公訴の提起から判決までの訴訟の進展経過を解説し、刑事弁護人の立場から公訴事実に対する陳述、証拠申請、被告人及び証人に対する尋問、証拠の認否、最終弁論等刑事訴訟法上の重要な訴訟行為の実際の意義を修得させる。

(2) 起案及び講評

修習記録により弁論要旨、控訴趣意書、上告趣意書を作成させ、これに対する講評を行い、書面作成に關する基本的訓練を施し、その理論と技術を指導する。

(3) 討論及び講評

刑事事件における実体法及び手続法に關する問題を提供して討論させ、これに対する講評を行い、講義、起案及び講評と相まって刑事事件に対する基本的訓練を行う。

二 実務修習地における指導期間

(一) 指導目標

司法研修所前期の指導をうけて、民事及び刑事に關する弁論実務の实体を体得させるとともに、これを通じ弁護士の使命及びその職務の理解を深めることを期する。

(二) 指導方法及び方針

- (1) 弁護士会で選任した指導担当弁護士により、事件の受任から終結にいたるまでの進展経過の実体を、裁判所及び裁判所外において具体的に指導体得させ、特に法廷における弁論を見学させ、依頼者との面談の際に同席させ、また受任した既済・未済の訴訟記録を閲覧研究させる。
- (2) 右と併行して、弁護士会司法修習委員会において、特別講義、討論、起案、座談会、見学、模擬裁判等を適宜行う。

(3) 弁護士会司法修習委員会と各指導弁護士間及び各指導弁護士相互間に緊密な連絡をとり、民事弁護と刑事弁護の修習がその一方に偏しないように指導する。

四 指導の範囲

前記方針に基いて、指導担当弁護士と弁護士会司法修習委員会との協調のもとに、おおむね左の事項について指導する。

(A) 民事弁護

- (1) 弁護士倫理
- (2) 民事訴訟第一、二審、上告審、保全処分、強制執行、調停、家事審判事件
- (3) 商事、非訟、商業登記及び不動産登記事件
- (4) 契約書、鑑定書等の起案

(B) 刑事弁護

- (1) 弁護士倫理
 - (2) 刑事訴訟第一審、控訴審、上告審における各種書類の起案
 - (3) 身柄拘束中の被疑者又は被告人との面接その他弁護権の行使方法
- 三 司法研修所における後期指導期間

司法修習生指導要綱 弁護（後期）

指導目標

前二期間において、弁護士立場にあつて修得した民事事件及び刑事事件の理論的實際的理解について全般
的な調整を図りながらその総合的最終的指導をする。

指導方法

前期指導に準じ、左の要領による。

- (1) 講義
- (2) 起案及び講評
- (3) 討論及び講評

第四節 補 則

第一 司法研修所においては、実務に関する修習に資するため、

- 一 簿記会計学、刑事政策、法医学、精神病学、犯罪心理学等のいわゆる補助科学及び外国法についての専門
家による講演
- 二 英米証拠法、コンツェルン法、鑑識学、行刑司法保護等実務上参考となる特殊の事項についての特別講義
- 三 全国における事件処理状況等法律実務の実情についての関係当局の実務家による講演
- 四 先遣法曹の講演又は座談会
- 五 裁判傍聴、証券取引所、手形交換所、刑務所、科学捜査研究所等実務に關係のある中央の施設の見学等
を行う。

第二 各配属庁は、その地の実情に應じ、前項に準じて、講演見学等を行う。

第三 本要綱の実施にあつては、各配属庁の実情に即して、本要綱の定める趣旨に反しなかつたり、適切妥當な
修正を施しても差支えないものとする。

司法研修所職員名簿

刑事裁判教官 判事 藤島利行

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

丸谷日出男

荒川洋二

押谷頼雄

平田胤明

宮嶋英世

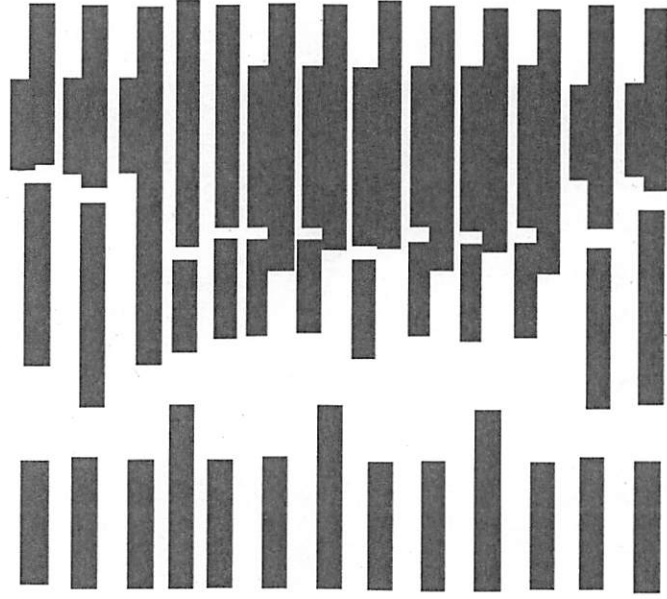
中山善房

逢坂芳雄

松本時夫

神田忠治

神垣英郎



司法研修所職員名簿

刑事弁護教官

// // // // // // // // //

宮原守男

//

//

海谷利宏

//

//

松嶋二泰

//

//

星堀二良

//

//

小堀策樹

//

//

原田策司

//

//

米津稜威雄

//

//

山本晃夫

//

//

松浦勇

//

//

橋元四郎平

//

//

川崎友夫

民事弁護教官

弁護士

//

//

山下守英

//

//

村山弘義

//

//

寺西輝泰

//

//

日野正晴

//

//

中津川彰

//

//

今井良児

司法研修所職員名簿

總務課長	村越邦男
課長補佐	日向野毅
課長補佐兼 寮務係長	高木左門
課長補佐	高忠男
庶務係長	石井寿生
會計係長	藤木武
用度係長	関口巖
給与係長	白野市郎
企画課長	森人輔
企画補佐	赤石沢希光
企画係長	茂木肇
運営係長	小島輝雄

司法修習生修了者数一覧表

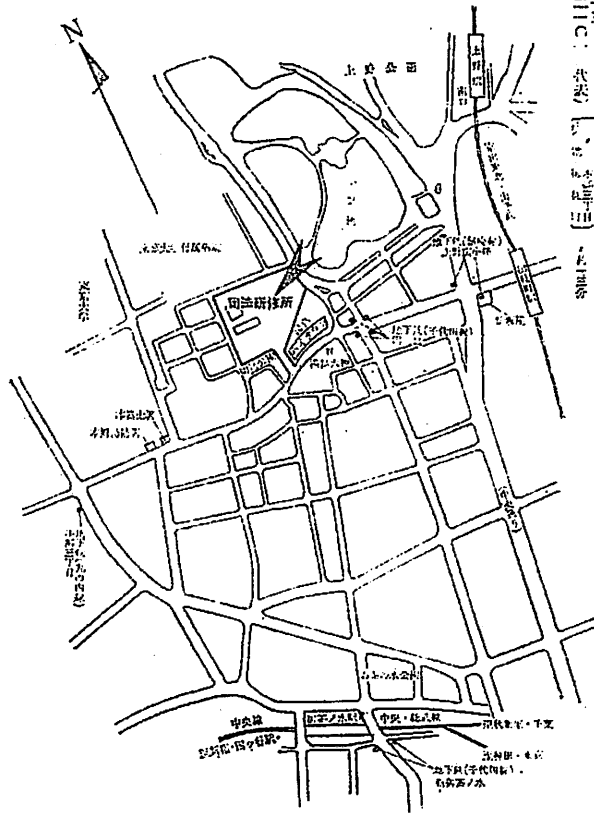
第三期 (昭二四 採用)	二八四	二八四		七七	一一三	一〇
第四期 (昭二五 採用)	二四六	二五七		七九	九七	一三
第五期 (昭二六 採用)	二一五	二二一		六七	八四	一三
第六期 (昭二七 採用)	二二六	四五		四八	一一一	二
第七期 (昭二八 採用)	二二六	四七		五九	一〇九	一
第八期 (昭二九 採用)	二一六	七三		五〇	八九	四
第九期 (昭三〇 採用)	二六七	七七		四五	七三	二
第一〇期 (昭三一 採用)	二五六	六五		四五	七四	二
第一一期 (昭三二 採用)	二八二	六九		五一	七五	五
第一二期 (昭三三 採用)	二八九	八一		四四	五六	一
第一三期 (昭三四 採用)	三一九	八三		四八	一一六	一
第一四期 (昭三五 採用)	三一九	七五		四二	一〇二	一
第一五期 (昭三六 採用)	三三四	八八		四〇	一一二	四
第一六期 (昭三七 採用)	三六五	五六	一	四五	一一六	二
第一七期 (昭三八 採用)	四四一	六八	四	五二	一一六	一

司法修習生修了者数一覧表

第一八期 (昭三九 採用)	(四七八)	(六三)	三	(四七)	(三五九)	(一八)
第一九期 (昭四〇 採用)	(四八四)	(六一)	三	(四九)	(三五六)	(一六)
第二〇期 (昭四一 採用)	(五一一)	(七七)	八	(四九)	(三六九)	(一八)
第二一期 (昭四二 採用)	(五一八)	(七八)	六	(五三)	(三七四)	(一五)
第二二期 (昭四三 採用)	(五二二)	(六一)	三	(三八)	(四〇五)	(一五)
第二三期 (昭四四 採用)	(五〇六)	(六三)	二	(四七)	(三八八)	(一六)
第二四期 (昭四五 採用)	(四九五)	(五八)		(五九)	(三七〇)	(一八)
第二五期 (昭四六 採用)	(四九三)	(六五)		(四〇)	(三七一)	(一六)
第二六期 (昭四七 採用)	(五〇六)	(八五)		(四七)	(三六七)	(一七)
第二七期 (昭四八 採用)	(五四三)	(八四)		(三八)	(四一六)	(一五)
第二八期 (昭四九 採用)	(五三七)	(七八)		(七四)	(三七六)	(一八)
計	(四四三)	(九九〇)		(四二二)	(四四一六)	(一三三)
第二九期 (昭五〇 採用)	(四八九)	(六八)	現在修習中	(四二二)	(四四一六)	(一三三)
第三〇期 (昭五一 採用)	(三六一)	"	(昭和五三年修了予定)	(三二)	(三三三)	(一八)
総計	(四九七)					

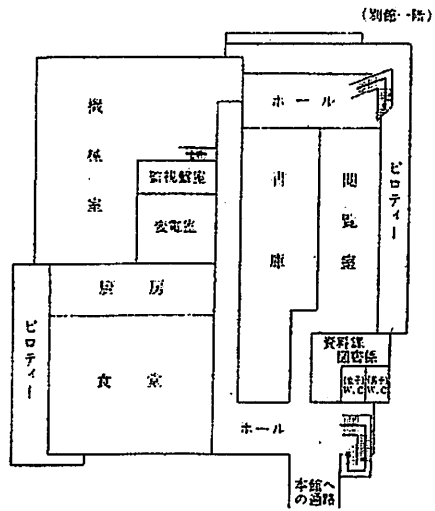
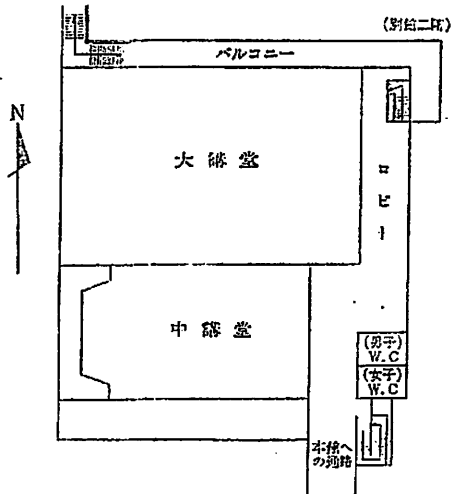
備考 修了直後の数による。カッコ内は女子の内数である。

案内图



司法研究所 案内図
 東京都文京区湯島四丁目六番六号
 電話(三三三)二二〇〇(代表)
 電話(三三三)二二〇〇(代表)
 電話(三三三)二二〇〇(代表)

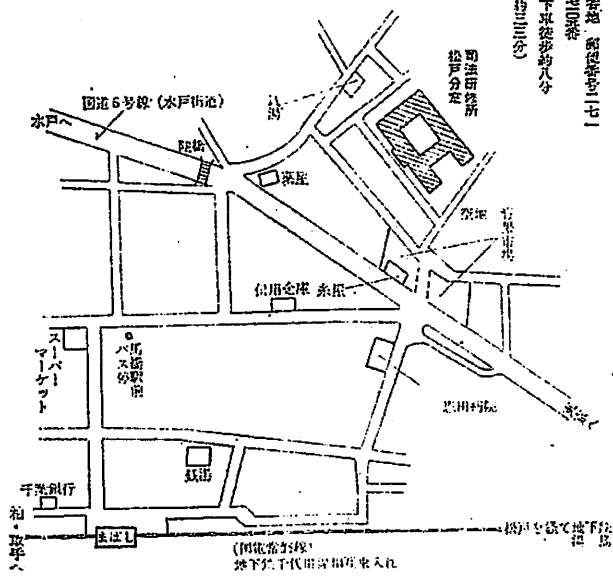
案内図



案 内 図

司法研修所松戸分室案内図

千葉県松戸市新井一〇三五番地 郵便番号二七一
 電話 松戸(0476)5353
 国電 常陸線 馬橋下車徒歩約八分
 地下鉄 千代田線 馬橋下車徒歩約三分
 (徒歩) 馬橋間約三分



司法修習生便覧 一九七七

昭和五二年二月発行

司法研修所

東京都文京区湯島四丁目六番六号

電話 (813) 二二〇一 (代表)

郵便番号 一一一三

松戸分室

千葉県松戸市新作一〇三五番地

電話 (事務用) 〇四七三 (63) 四八五四

(在室者) 〇四七三 (63) 七一〇五

(呼出用) 七一〇六

郵便番号 二七一

SHIHO SHUSHUSEI BINRAN

THE LEGAL APPRENTICE
HANDBOOK

1977

February 1977